

10月の支給分から

児童手当の制度が変わります

問い合わせ／子育て支援課給付担当（内線2636）

変更点① 所得上限限度額の新設

児童手当及び特例給付の見直しにより、6月分（10月支給）から所得上限限度額（左表のB）が新設されます。児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当及び特例給付の支給がされません。

なお、毎年行われる所得審査により、次年度から受給可能になる場合は新たに申請が必要です。

扶養親族等の数	A 所得制限限度額	B 所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

○所得がA未満の場合は児童手当が支給されます
 ○A以上B未満の場合は特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）が支給されます
 ○B以上の場合は児童手当等が支給されません

変更点② 現況届の提出が原則不要に

今年度から、現況届の提出が原則不要となります。ただし、左記に該当する一部の受給者は、市が受給者の現況を公簿等で確認できないため、引き続き、現況届の提出が必要です。

【現況届の提出が必要な方】

該当の方には6月頃に通知を送付します

- 児童を別住所で監護している
- 離婚協議中で配偶者と別居している
- 配偶者からの暴力により、住民票の所在地が鴻巣市と異なる
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者

他の市区町村から児童手当を支給されている方は現況届が必要な場合がありますので、手当を支給している市区町村へお問い合わせください

【長期休業期間限定児童クラブ一覧】

名称	所在地	定員
長期休業期間限定児童クラブ 鴻巣	本町 3-12-18	40人
長期休業期間限定児童クラブ 赤見台第2	赤見台 2-8-16	
長期休業期間限定児童クラブ 下忍	鎌塚10	30人
長期休業期間限定児童クラブ 屈巢	屈巢 4526-2	20人

※申請状況等によっては、開設方法の変更又は開設しない場合があります

夏休み期間の保育が必要なお子さんのための『長期休業期間限定児童クラブ』を開設

問い合わせ／こども応援課放課後児童担当

（内線2623・2624）

入室期間／7月21日（木）～8月26日（金）
 対象／保護者の就労等で夏休み期間中に保育が必要な児童
 その他／入室には審査があります。保護者等の送迎を原則としています。クラブから習い事等への送迎は行いません
 申込み／6月15日（水）までに、こども応援課・両支所福祉グループに備えの申請書に必要事項を記入し同所

